

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和3年4月1日作成)

法令名	公益信託ニ関スル法律
根拠条項	第4条
処分の概要	公益信託事務の処理に係る必要な処分の命令
法令の定め	(公益信託ニ関スル法律) 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得
処分基準	未設定(あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課 (電話番号: 011-206-6362)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和3年4月1日作成)

法令名	信託法、公益信託ニ関スル法律
根拠条項	信託法第58条第4項、公益信託ニ関スル法律第8条
処分の概要	公益信託の受託者の解任
法令の定め	(信託法) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。 (公益信託ニ関スル法律) 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス (以下略)
処分基準	未設定 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課 (電話番号： 011-206-6362)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

法 令 名	信託法、公益信託ニ関スル法律
根 拠 条 項	信託法第 7 4 条第 6 項 (第 7 0 条、第 5 8 条第 4 項)、公益信託ニ関スル法律第 8 条
処 分 の 概 要	公益信託の信託財産管理者等の解任
法 令 の 定 め	(信託法) 信託財産管理者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。 (公益信託ニ関スル法律) 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス (以下略)
処 分 基 準	未設定 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処 分 担 当 課	総務部教育・法人局法人団体課 (電話番号： 011-206-6362)
問 い 合 わ せ 先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号：)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和3年4月1日作成)

法令名	信託法、公益信託ニ関スル法律
根拠条項	信託法第128条第2項、第58条第4項、公益信託ニ関スル法律第8条
処分の概要	公益信託の信託管理人の解任
法令の定め	(信託法) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。 (公益信託ニ関スル法律) 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス (以下略)
処分基準	未設定 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課 (電話番号： 011-206-6362)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)